

「千葉市美浜区新港二二二番地一〇」に改める。
千葉市美浜区新港二二二番地の二」

千葉県告示第三百二十九号

昭和六十三年千葉県告示第五百十六号(災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。
平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

表所在地の欄中「千葉市萩台町一九九番地の一」を「千葉市稲毛区萩台町一九九番地一」に、「東京都千代田区霞が関三丁目二番五号」を「東京都港区東新橋一丁目五番二号」に、「千葉市中央四丁目一三番二八号」を「千葉市中央区中央四丁目一三番二八号」に改める。

千葉県告示第三百三十号

平成八年千葉県告示第七百九十七号(災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。
平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

表所在地の欄中「船橋市葛飾町二丁目三四〇番地」を「八千代市緑が丘一丁目一、一二〇番地三」に改める。

千葉県告示第三百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、千葉県根木名川土地改良区の定款の変更を平成二十二年四月九日付けで認可した。
平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、君津市小櫃川左岸土地改良区の定款の変更を平成二十二年四月九日付けで認可した。
平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、君津市末吉土地改良区の定款の変更を平成二十二年四月九日付けで認可した。

平成二十二年四月十六日

千葉県告示第三百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、夷隅中部土地改良区の定款の変更を平成二十二年四月九日付けで認可した。
平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、市川都市計画用途地域を次のとおり変更した。
平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称
市川都市計画用途地域

二 都市計画を定める土地の区域
市川市市川南三丁目、菅野三丁目及び菅野六丁目の各一部の区域

千葉県告示第三百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、松戸都市計画用途地域を次のとおり変更した。
平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称
松戸都市計画用途地域

二 都市計画を定める土地の区域
松戸市松戸新田字御成道附及び字一本槻の各一部の区域

千葉県告示第三百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、柏都市計画用途地域を次のとおり変更した。
平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称
柏都市計画用途地域

二 都市計画を定める土地の区域
 柏市逆井字大六天及び字台山並びに逆井藤ノ台の各一部の区域

千葉県告示第三百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、松戸都市計画道路を次のとおり変更した。

平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
 松戸都市計画道路三・四・一七号稔台六実線
- 二 都市計画を定める土地の区域
 松戸市松戸新田字御成道附及び字一本槻の各一部の区域

千葉県告示第三百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、平成二十二年四月十六日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び君津地域整備センターにおいて、平成二十二年四月十六日から三週間、縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
県道君津大貫線	富津市上飯野字川間三、〇二五番一地从先から西大和田字大和田一、四三九番地先まで
	富津市西大和田字大和田一、四四〇番地先から一、四四〇番地先まで

千葉県告示第三百四十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十九条第一項の規定による協議が次のとおり成立した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課において、平成二十二年四月十六日から三週間、縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	位置	橋梁名	管理者	管理の内容
一	路線名、位置、橋梁名及び管理者等		千葉県知事	鈴木 栄治

守谷流山線

柏市布施下
 取手市戸頭

新大利
 根橋
 茨城県

道路法施行令(昭和二十七年政令第百七十九号)第五条各号に掲げるものを除くほか、新設、改築(橋梁の架設を含む。)、区域変更行為及び供用開始行為(公示行為を含む。))以外の管理

二 施行年月日 平成二十二年四月十七日

千葉県告示第三百四十一号

千葉県収入証紙規則(昭和三十三年千葉県規則第十二号)第七条第四項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。

平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

売りさばき人の名	売りさばき人の住所	売りさばきの場所	廃止年月日
山口千枝子	千葉県美浜区幸町一丁目八番一棟一 二二一号	千葉県美浜区浜田二丁目六番一号	平成二十二年三月三十一日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東部ビルサンショッピングセンター本八幡店
市川市南八幡四丁目九番一号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

東部物産貿易株式会社 代表取締役 中野正
東京都千代田区丸の内一丁目二番一号

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

更正会社株式会社長崎屋 管財人 橋本浩ほか
東京都中央区東日本橋三丁目七番一三号ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社長崎屋 代表取締役 成沢潤治ほか
東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号ほか

5 変更年月日
平成二十二年三月三十一日

二 届出年月日
平成二十二年三月二十五日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市川市民経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
平成二十二年四月十六日

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武津田沼ショッピングセンター
船橋市前原西二丁目五三九番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社津田沼七番館 代表取締役 會田博ほか
船橋市前原西二丁目一九番一号ほか

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジエームズ・カレッジツスキーほか

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号ほか
変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

4 合同会社西友 職務執行者 野田亨ほか
東京都北区赤羽二丁目一番一号ほか

5 変更年月日
平成二十二年三月三十一日

二 届出年月日
平成二十二年四月二日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
平成二十二年四月十六日

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミFOOD OFFストッカー 茂原東部台店
茂原市茂原一、五七五番地二

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

酒井利明

3 変更前の大規模小売店舗の名称

茂原市木崎七三五番地
エコス茂原店

4 変更後の大規模小売店舗の名称

カスミFOOD OFFストッカー 茂原東部台店

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社エコス 代表取締役 平邦雄
東京都昭島市中神町一、一六〇番地一

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

千葉県知事 鈴木 栄 治

7 茨城県つくば市西大橋五九九番地一
変更年月日
平成二十二年一月二十二日

二 届出年月日
平成二十二年三月十七日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オーシャンマート126

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
新生信託銀行株式会社 代表取締役 後藤武彦

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
東京都千代田区内幸町二丁目一番八号

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
新生信託銀行株式会社 代表取締役 後藤武彦

5 変更年月日
平成二十一年七月六日

二 届出年月日
平成二十二年三月八日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び匝瑳市産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社トクジロー酒々井店

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
印旛郡酒々井町上本佐倉字外宿一二二番地一ほか

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社メガーズ 代表取締役 岡島克郎

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社メガーズ 破産管財人 真田範行

5 変更年月日
平成二十一年四月九日

二 届出年月日
平成二十二年三月十七日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び印旛郡酒々井町産業課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 東部ビルサンショッピングセンター本八幡店 市川市南八幡四丁目九番一号</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 東部物産貿易株式会社 代表取締役 中野正 東京都千代田区丸の内一丁目二番一号</p> <p>3 駐輪場の位置の変更</p> <p>4 開店時刻及び閉店時刻を変更する小売業者の氏名又は名称 株式会社長崎屋</p> <p>5 変更前の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前十時(年間七十日に限り午前九時)、閉店時刻は午後十一時 変更後の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>6 開店時刻は午前八時、閉店時刻は午前一時 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>7 午前八時から翌午前二時まで 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から翌午前二時まで 変更年月日 平成二十二年三月三十一日</p> <p>二 届出年月日 平成二十二年三月二十五日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市川市民経済部商工振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出及び添付書類は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年四月十六日から八月十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 平成二十二年四月十六日</p> <p>一 届出の概要 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社トクジロー酒々井店 印旛郡酒々井町上本佐倉字外宿一二二番地一ほか</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p>	<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社メガーズ 破産管財人 真田範行 千葉県花見川区幕張本郷二丁目二番一五号</p> <p>3 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三か所</p> <p>4 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所</p> <p>5 変更年月日 平成二十二年四月一日</p> <p>二 届出年月日 平成二十二年三月十七日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び印旛郡酒々井町産業課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、次のとおり船橋市から意見を聴取した。 なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課において、平成二十二年四月十六日から五月十六日まで縦覧に供する。 平成二十二年四月十六日</p> <p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 トステムビバ船橋店 千葉県知事 鈴木 栄 治</p> <p>二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 船橋市芝山三丁目一、二六一番地六ほか 株式会社北辰商会 代表取締役 広瀬幸吉 八千代市高津一、一六二番地四</p> <p>三 意見の概要 意見なし</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、次のとおり木更津市から意見を聴取した。 なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部商工観光課において、平成二十二年四月十六日から五月十六日まで縦覧に供する。 平成二十二年四月十六日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p>
--	--

<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ニトリ(新)木更津店 木更津市請西一丁目一七番六号ほか</p> <p>二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市手稲区新寒寒六条一丁目五番八〇号</p> <p>三 意見の概要 北海道札幌市手稲区新寒寒六条一丁目五番八〇号 災害時における物資の供給に関する協定について検討されたい。</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキいすみ店</p> <p>二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 加藤修一 茨城県水戸市柳町一丁目一三番二〇号</p> <p>三 意見の概要 意見なし</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキいすみ店</p> <p>二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 加藤修一 茨城県水戸市柳町一丁目一三番二〇号</p> <p>三 意見の概要 意見なし</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキいすみ店</p> <p>二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 加藤修一 茨城県水戸市柳町一丁目一三番二〇号</p> <p>三 意見の概要 意見なし</p>
---	---	---	---

<p>一 県営土地改良事業の完了 いすみ市の一部を受益地域とする県営御堂谷地区土地改良事業(ため池)は、平成十五年十二月九日をもってその工事を完了した。 平成二十二年四月十六日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p>	<p>一 県営土地改良事業の完了 いすみ市の一部を受益地域とする県営高谷地区土地改良事業(ため池)は、平成十六年二月二日をもってその工事を完了した。 平成二十二年四月十六日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p>	<p>一 県営土地改良事業の完了 いすみ市の一部を受益地域とする県営硯地区土地改良事業(ため池)は、平成十六年二月八日をもってその工事を完了した。 平成二十二年四月十六日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p>	<p>一 県営土地改良事業の完了 いすみ市の一部を受益地域とする県営谷上地区土地改良事業(ため池)は、平成十七年三月七日をもってその工事を完了した。 平成二十二年四月十六日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p>	<p>一 県営土地改良事業の完了 いすみ市の一部を受益地域とする県営高崎地区土地改良事業(ため池)は、平成十九年二月九日をもってその工事を完了した。 平成二十二年四月十六日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p>	<p>一 都市計画地区計画の関係図書の縦覧 平成二十二年四月十六日松戸市の決定に係る松戸都市計画地区計画のり台駅南地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。 平成二十二年四月十六日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p>
--	--	---	--	--	--

都市計画地区計画の関係図書の縦覧
 平成二十二年四月十六日柏市の決定に係る柏都市計画地区計画逆井駅東口地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十二年四月十六日柏市の変更に係る柏都市計画地区計画逆井・藤心地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十二年千葉県告示第三百三十五号に係る市川都市計画用途地域の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十二年千葉県告示第三百三十六号に係る松戸都市計画用途地域の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十二年千葉県告示第三百三十七号に係る柏都市計画用途地域の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

購読料 月決め 一部一箇月一、一〇〇円(送料を含む)

本号 一部 八円

都市計画高度地区の関係図書の縦覧
 平成二十二年四月十六日松戸市の変更に係る松戸都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十二年四月十六日柏市の変更に係る柏都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧

平成二十二年四月十六日松戸市の変更に係る松戸都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十二年千葉県告示第三百三十八号に係る松戸都市計画道路の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十二年四月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

正

誤

平成二十二年三月二十六日付け県報号外第十八号中	誤	正
ページ	前	後
一	上	下
十三	三	四
二百三十四号	二百三十四号の二	

(保険指導課)

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

定期購読申し込み先

〇四三(二二三)二二五二

一部売り申し込み先

〇四三(二二三)二六五八